

苫小牧市津波避難計画

令和6年3月
苫小牧市

【目次】

第1章 総 則	1
1 計画の目的	1
2 計画の見直し	1
3 用語の意味	1
第2章 津波避難計画	2
1 津波浸水想定区域	2
2 避難対象地域	2
3 避難目標地点	2
4 避難方法	2
5 避難困難地域	2
6 津波一時避難施設（津波避難ビル）	4
7 指定避難所	4
8 避難路・避難経路	4
第3章 職員の動員等の初動体制	5
1 動員体制	5
2 職員の参集	6
第4章 津波情報の収集・伝達	7
1 津波情報等の収集	7
2 津波注意報、津波警報、大津波警報、津波情報	7
3 津波情報等の伝達	8
第5章 避難指示等の判断・伝達	8
1 避難指示等の対象とする津波災害	8
2 避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	8
3 避難指示等の対象とする区域	8
4 避難指示等の対象となる人	9
5 避難指示等の発令の判断基準	9
6 避難指示の発令手順	10
7 助言を求めることのできる機関	10
8 避難指示の伝達方法	10
9 避難指示の解除	11
10 避難指示等の伝達文	11
第6章 津波防災教育と啓発	12
1 防災教育	12
2 防災知識の普及啓発	12
第7章 津波避難訓練の実施	13
1 避難訓練の実施	13
2 避難訓練の内容	13

第8章 その他留意点	13
1 観光客等の避難対策	13
2 避難行動要支援者の避難対策	13
3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	14

第1章 総則

1 計画の目的

この計画は、地域防災計画に基づき、将来、発生が予想される最大クラスの津波災害に対し、地震、津波発生直後から津波が終息するまでの間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の見直し

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときには、これを見直す。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味等は次のとおりである。

- (1) 津波浸水想定区域
想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
- (2) 避難対象地域
津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する区域をいう。
- (3) 避難目標地点
津波の危険から、住民等がとりあえず生命の安全を確保するために設定する避難の目標地点をいう。
- (4) 避難困難地域
津波の到達時間までに避難対象地域の外、または避難施設まで避難することが困難な地域をいう。
- (5) 津波一時避難施設（津波避難ビル）
避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、市が指定するものをいう。
- (6) 指定避難所
一定期間の避難生活を行う施設で、市が指定するものをいう。
- (7) 避難路・避難経路
避難するための経路で市や住民等が指定・設定する。
- (8) 指定緊急避難場所
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所をいう。

第2章 津波避難計画

1 津波浸水想定区域

北海道が令和3年7月に公表した北海道太平洋沿岸に係る津波浸水想定区域図に基づき、津波浸水想定区域を設定する。

2 避難対象地域

避難対象地域は、津波浸水想定区域とする。津波浸水想定区域は資料編「全市版津波ハザードマップ」に示す。

3 避難目標地点

避難目標地点は、避難対象地域の外縁と道路の交差点や、避難対象地域内にあるが浸水しない階を持つ避難所及び津波一時避難施設とする。

4 避難方法

避難方法は、原則、徒歩避難とする。

ただし、次の場合においては車両の使用を認めるものとする。

- (1) 高齢者や障がい者などが長い距離を避難する場合
- (2) 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地へ早急に避難させることが必要と認められる場合
- (3) 避難困難地域から避難する場合

歩行速度は 1.0m/秒(時速 3.6km)とする。

※歩行速度は、「津波避難計画策定指針(平成 24 年 6 月：北海道)」による。

5 避難困難地域

(1) 津波到達予想時間

津波到達予想時間は、北海道が津波浸水予測図に示した苫小牧市近傍の代表地点(沿岸の水深 10m の地点)における津波第 1 波到達時間を津波到達予想時間とする。

代表地点における津波第 1 波到達時間

代表地点名	津波第 1 波到達時間
錦岡	49 分
元町	51 分
苫小牧港(西港)	51 分
安平川河口	57 分
苫小牧港(東港)	55 分

(2) 避難可能距離

避難可能距離は、下式により算出する。

$$\text{避難可能距離(m)} = \text{歩行速度(m/秒)} \times (\text{津波到達予想時間(分)} - 5(\text{分})) \times 60$$

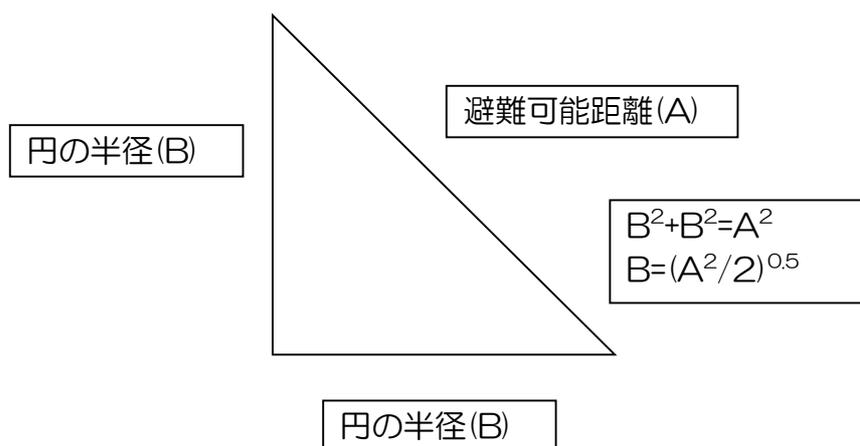
※避難可能距離の算出方法は、「津波避難計画策定指針(平成24年6月：北海道)」による。

代表地点周辺における避難可能距離

代表地点名	避難可能距離
錦岡	2,640m
元町	2,760m
苫小牧港(西港)	2,760m
安平川河口	3,120m
苫小牧港(東港)	3,000m

(3) 避難可能範囲の設定

避難可能範囲は、道路の屈曲等を考慮して、避難目標地点から以下に示す半径の円に含まれる範囲とする。



代表地点周辺における避難可能範囲を設定する円の半径

代表地点名	避難可能半径
錦岡	1,860m
元町	1,950m
苫小牧港(西港)	1,950m
安平川河口	2,200m
苫小牧港(東港)	2,120m

(4) 避難困難地域

避難対象地域から避難可能範囲を除いた地域を避難困難地域とする。

6 津波一時避難施設（津波避難ビル）

津波一時避難施設（津波避難ビル）は、津波警報又は大津波警報が発表された時、避難対象地域の外にたどりつけない人が緊急避難する施設として、資料編「津波緊急避難場所及び津波避難ビル一覧」に示す。

指定については、安全性や機能が確保できる建物として、次のことを考慮し施設所有者又は管理者と協議して指定する。なお、指定した施設付近には、通行者の緊急避難を考慮し、看板等を設置する。

- (1) 耐震性を有する（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築又は耐震補強済みの建物）建物で、鉄骨造（S造）、鉄筋コンクリート造（RC造）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）であること。なお、鉄骨造（S造）の場合は、津波に対し構造耐力上安全性を確保したものであること。
- (2) 24時間の対応が可能な施設であること。
- (3) 床面の高さが津波ハザードマップに示す基準水位以上の避難場所が利用可能な施設であること。

7 指定避難所

指定避難所は、津波から一時的に避難した後に避難する施設であり、資料編「津波緊急避難場所及び津波避難ビル一覧」に示す。なお、津波浸水想定区域内の小中学校の避難所においては津波一時避難施設（緊急的な避難場所）としての使用となる。

8 避難路・避難経路

避難路・避難経路については、資料編「地区別津波ハザードマップ」に示す。

第3章 職員の動員等の初動体制

1 動員体制

職員は、津波警報又は大津波警報が発表された場合、あるいは強い地震が観測された場合は、速やかに配備基準に基づき、災害対応を実施する。

災害対策本部の配備基準

体制	配備	基準	配備人員
情報連絡体制	注意配備	<ul style="list-style-type: none"> 震度3の地震が発生したとき 津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波注意報が発表されたとき (報道発表等市民へ情報提供が必要な場合) (情報収集・巡回広報等が必要な場合) 	危機管理室 消防本部(署) 都市建設部 上下水道部 (総合政策部) (財政部)
非常警戒本部体制	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生したとき 	危機管理室 消防本部(署) 都市建設部 上下水道部 総合政策部 財政部
災害対策本部体制	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度4以上の地震が発生し、局地的に軽微な物的被害が発生したとき 地震による土砂崩れなどに警戒を要するとき 近隣自治体に被害が発生し、広域的な支援を要するとき 	警戒配備の人員を基本に必要な部署各班班長
	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度5弱の地震が発生したとき 津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波警報が発表されたとき 地震・津波により局地的に軽微な物的被害が発生したとき 地震による土砂崩れなどに警戒を要するとき 避難所開設を必要とする事態になったとき 	各班必要な人員
	第3非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度5強以上の地震が発生したとき 津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に大津波警報が発表されたとき 地震・津波により人的被害が発生したとき 地震により市内各所で被害が発生したとき 	全職員

※被災状況により、余震などによる二次災害、大雨等の他の自然災害による複合災害に備え、災害対策本部の配備基準を暫定的にレベルを引き上げ、対応する場合がある。

2 職員の参集

(1) 勤務時間内における災害対応

- ア 職員は、勤務時間内に津波注意報や津波警報の発表、又は震度3以上の地震が観測された場合は、速やかに配備基準に基づき災害対応業務に従事する。
- イ 各班長は、直ちに所属職員に対して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他各所掌の業務分担表に基づき応急措置を実施する体制を確立する。
- ウ 職員は、津波警報や大津波警報が発表された場合は、避難路等や避難時間などを確認した上で災害対応業務にあたり、津波到達予想時刻15分前を目安に自身の安全を確保するため避難する。

(2) 勤務時間外における災害対応

- ア 職員は、勤務時間外に津波注意報や津波警報の発表、又は震度3以上の地震が観測された場合は、その情報を覚知後、速やかに配置基準に基づき所定の場所に参集し、災害対応業務に従事する。
- イ 地域指定職員として指名されている職員については、担当地区の避難所を開錠後、配備基準に基づいた災害対応業務に従事する。
- ウ 職員は、津波警報や大津波警報の発表時に津波避難対象地域内にいた場合は、避難の呼び掛けや率先避難することで、住民の避難行動支援を行うとともに、自身の安全を確保したうえで、市役所又は白鳥アリーナに参集する。
- エ 職員は、目視でわかる範囲で、参集途上における被災状況等を把握し、班長等に報告を行う。

第4章 津波情報の収集・伝達

1 津波情報等の収集

市は、市内において震度 5 弱以上の地震が発生し、又は、北海道太平洋沿岸西部に津波警報、大津波警報が発表されたときに、災害対策本部体制をとり、テレビ、ラジオ、インターネット、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から津波情報を収集する。

2 津波注意報、津波警報、大津波警報、津波情報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約 3 分を目標に津波注意報、津波警報、大津波警報を発表する。また、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報として発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸・堤防等から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※1 苫小牧市の津波予報区は「北海道太平洋沿岸西部」として発表されます。

※2 定性的表現：発生した地震の震源などが不明瞭で、予想される津波の高さが不明確な場合に、津波の高さを表現するために使用される。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等) 参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

3 津波情報等の伝達

津波に関する情報は、防災行政無線、消防サイレン、携帯電話のエリアメールを活用し伝達する。なお、職員及び消防団の車両による広報は、活動可能時間内及び車両退避中に実施する。

活動可能時間＝（津波到達予想時刻までの時間）－（出動時間）－15分

第5章 避難指示等の判断・伝達

1 避難指示等の対象とする津波災害

- ・大津波警報・津波警報のいずれかが発表された場合
- ・津波警報等を適時に受けることができない状況において、沿岸地域で強い揺れ（震度4程度以上）又は1分程度以上ゆっくりとした揺れを感じた場合

2 避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難指示	・津波災害の危険地域から、立ち退き避難する。

※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

3 避難指示等の対象とする区域

(1) 大津波警報の発表時（津波避難エリアⅡ）

ア 最大クラスの津波により浸水が想定される区域

イ 対象区域は平成24年に北海道が公表した約8m級の津波に対する津波浸水想定区域

字樽前、字錦岡、錦西町、北星町、もえぎ町、明德町、青雲町、宮前町、のぞみ町、美原町、字糸井、ときわ町、澄川町、柏木町、川沿町、日新町、しらかば町、永福町、日吉町、豊川町、桜木町、光洋町、青葉町、大成町、新富町、白金町、弥生町、矢代町、啓北町、見山町、花園町、山手町、啓北町、北光町、松風町、有珠の沢町、木場町、王子町、幸町、本町、大町、錦町、本幸町、寿町、栄町、表町、若草町、旭町、末広町、元中野町、新中野町、港町、船見町、一本松町、晴海町、音羽町、双葉町、住吉町、三光町、日の出町、柳町、沼ノ端、沼ノ端中央、東開町、字勇払、真砂町、拓勇東町、北栄町、ウトナイ北、ウトナイ南、字植苗、字柏原、字静川、字弁天

(2) 津波警報の発表時（津波避難エリアⅠ）

ア 高さ3mの津波によって浸水が想定される区域

イ 対象区域は平成18年に北海道が公表した三陸沖北部を震源とする約4m級の津波に対する浸水想定区域

字樽前（国道 36 号線より南側）、字錦岡（国道 36 号線より南側）、字糸井（国道 36 号線より南側）、小糸井町、有明町、元町、浜町、高砂町、汐見町、元中野町、港町、入船町、真砂町、字勇払、字弁天

(3) 津波注意報の発表時

避難指示の発令はしないが、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸や堤防付近にいる人に対して海岸、堤防等から離れ、近づかないよう注意喚起を行うものとする。

字弁天、字勇払、真砂町、晴海町、入船町、元中野町、港町、汐見町、高砂町、浜町、元町、有明町、小糸井町、字糸井、字錦岡、字樽前

※津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって海面が上昇した高さの差

(4) 避難指示等の対象地域以外の避難

大津波警報、津波警報発表時の避難情報発令対象区域以外の地区については、自主避難とする。

(5) 津波一時避難施設及び指定避難所の開設

大津波警報、津波警報発表時には全ての津波一時避難施設と避難所を開設する。

4 避難指示等の対象となる人

避難指示等の対象となるのは、「3 避難指示等の対象とする区域」内に居住又は滞在する人とする。

5 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難指示等を発令する。

〈避難指示等の発令判断基準〉

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
避難指示	1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	2 津波警報が発表された場合	高さ3mの津波によって浸水が想定される区域

※ 津波の高さは、地形等の影響により予想される高さより局所的に高くなる場合も想定されることから、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを考慮する。

※ 遠地地震の場合の避難勧告等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する

る情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告の発令を検討する。

6 避難指示の発令手順

避難指示の発令及び解除は、市長が基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。市長が不在又は市長に連絡がとれない場合は、副市長、消防長、市民生活部長の順位でこれを代行する。

7 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区（室蘭地方）气象台 【電話番号 0143-22-0002】	・気象、津波の警報等に関する事。事。
室蘭開発建設部治水課 【電話番号 0143-25-7045】 室蘭開発建設部苫小牧砂防海岸事務所 【電話番号 0144-57-9800】	・災害対策用機械等の地域への支援に関する事。事。 ・直轄施設の被害情報に関する事。事。
胆振総合振興局 地域創生部地域政策課 【電話番号 0143-24-9570】	・災害情報及び被害情報に関する事。事。 ・避難対策に関する事。事。

8 避難指示の伝達方法

避難指示等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。また、情報の受け手側の事情（要配慮者等）を考慮し、あらゆる手段を活用し、情報を伝達するものとする。

伝達先	伝達手段	担当部署
テレビ視聴者	北海道防災情報システムへの入力	総括部災害総括班（危機管理室）
ラジオ聴取者	TV放送 ラジオ放送	
市内に滞在する携帯電話保持者	アラート経由でスマートフォンへ情報提供 緊急速報メール	
PCユーザー・携帯電話保持者	ホームページ・フェイスブックページ・LINE・登録制メール（苫小牧市防災メール）	総括部災害総括班（危機管理室）、秘書報道広聴部報道広聴班（秘書広報課、協働・男女平等参画室、未来創造戦略室）
住民	防災行政無線（同報系）	総括部災害総括班（危機管理室）
	広報車	広報調査部（資産税課）、各広報調査班（資産税課、管財課）
	消防車	消防部（消防本部）
	消防サイレン	
要配慮施設	電話又はFAX	※救援対策部救援庶務班（総合福祉課、障がい福祉課）
町内会、自主防災組織（避難支援関係者）	電話又はFAX	※総括部災害総括班（危機管理室） ※総括部動員班（市民生活課、市民ホール建設準備室）
胆振総合振興局 室蘭開発建設部 札幌管区（室蘭地方） 气象台 苫小牧警察署	電話	総括部災害総括班（危機管理室）

※遠地地震発生に伴う津波が予測される場合（時間的猶予がある場合）に実施。

※津波災害は被害発生までに時間的猶予がないため、平時から、大きなゆれ、長いゆれを感じた場合には、避難指示等を待たずに、直ちに避難することを、地域の訓練や研修、講座等において周知・啓発する。

9 避難指示の解除

大津波警報、津波警報が解除された場合を基本とする。ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階とする。

10 避難指示等の伝達文

(1) 避難指示の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

■こちらは、防災 苫小牧です。
■大津波警報（または、津波警報）が発表されたため、〇時〇分に津波浸水想定区域に対し、避難指示を発令しました。
■ただちに避難を開始し、できるだけ高い場所や遠くに避難してください。
以上、防災とまこまい。
※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

苫小牧市：避難指示
〇〇/〇〇 〇〇：〇〇
地区：●●地区
避難所：指定緊急避難場所
理由：大津波警報
備考：ただちに避難を開始し、できるだけ高い場所や遠くに避難してください。

(2) 津波注意報が発表された場合の伝達文の例

■こちらは、防災 苫小牧です。
■津波注意報が発表されました。
■海岸や堤防付近は危険ですので、ただちに離れてください。
以上 防災とまこまい。

(3) 避難指示の伝達文の例（強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■こちらは、防災 苫小牧です。
■津波が発生する可能性があるため、〇時〇分に、津波浸水想定区域に対し、津波災害に関する避難指示を発令しました。
■ただちに避難を開始し、できるだけ高い場所や遠くに避難してください。
以上、防災とまこまい。
※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

第6章 津波防災教育と啓発

1 防災教育

(1) 職員に対する教育

災害応急対策の円滑な実施を図るため、職員として必要な防災知識・技術を習得させる機会として防災研修を実施する。

(2) 児童・生徒等に対する教育

児童・生徒に対し、学校教育を通じて、学年に応じた津波に関する知識や避難の方法等、津波防災教育の推進を図る。

2 防災知識の普及啓発

(1) 市民等に対する普及啓発

自然災害に対しては、市民自らが「自分の命は自分で守る」という意識が重要であるため、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災知識の普及啓発を図る。

(2) 出前講座等の取組

市は、出前講座や市民防災講座などを通じ、津波に対する防災知識の普及啓発に努める。

(3) 自主防災組織の育成

市は、町内会等の地域ごとに自主防災組織の結成について促進を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとし、結成に当たっては、自主防災組織規約等の作成を指導し、効果的な防災活動の促進を図る。

(4) 住民参加による地区別の津波避難計画の策定

市は、浸水予測図で示された津波浸水予想地域の住民に対して、津波災害のリスクについて周知を図る。

また、住民が主体となったワークショップ等を開催し、避難場所等や避難経路を選定し、地区別の津波避難計画を作成する。また、地区が津波ハザードマップを作成しようとする際には、積極的に支援する。

(5) 避難行動要支援者に対する防災知識の普及

ア 在宅の高齢者や障がい者など避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難行動要支援者向けのパンフレットやリーフレット等により防災知識の普及に努める。

イ 避難行動要支援者の支援体制の構築を推進するため、地域住民に対して、避難行動要支援者支援の必要性や方法などについての普及・啓発に努める。

(6) 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者のほか、防災に関心の高い市民を対象に市民防災講座を開催するほか、北海道の地域防災マスター制度とも連携し、地域における防災活動の要となるリーダーの養成に努める。

第7章 津波避難訓練の実施

1 避難訓練の実施

津波避難訓練は、いざというときの円滑な津波避難と津波防災対策の課題の検証を行うため、年1回を基本とし実施するよう努める。

2 避難訓練の内容

市は、防災関係機関、町内会（自主防災組織）、事業所等と連携して、次のような訓練を実施する。

(1) 情報収集・伝達訓練

初動体制や津波情報の収集・伝達方法の確認、情報伝達のための通信機器類の操作方法の確認、市民等への広報内容を検証する。

(2) 津波避難訓練

津波避難計画において設定した避難場所へ実際に避難することで、避難経路の確認、避難の際に発生し得る危険性等の把握に努める。

(3) 災害図上訓練

地域住民の津波災害への対応力や避難意識を高めていくため、津波が発生した事態を想定して、その時の対応や備えについて考える災害図上訓練（DIG）などを実施し、その成果を避難訓練に反映させる。

第8章 その他留意点

1 観光客等の避難対策

海拔や避難場所表示看板を設置し安全な場所への避難誘導を図るほか、防災行政無線やLアラート（エリアメール、テレビ、情報端末への情報発信）等、複数の手段を用いて観光客等への情報の周知を図る。

2 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、町内会（自主防災組織）、民生委員、支援者等の協力のもと、安全かつ迅速に避難できるように努める。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

苫小牧市津波避難計画

沿革	平成28年4月	策定
	令和4年6月	修正
	令和6年3月	修正